

平成30年10月9日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

それでは、報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第20号議案、報第23号議案、以上5件については、全会一致をもって、また、第8号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに総務部についてであります。

「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域情報化推進交付金について、執行部から、市町村が事業実施主体となって行う超高速ブロードバンドの整備を支援するためのもので、大豊町が整備を進めている第2期工事について、今年8月に国庫補助事業の交付決定を受けたため、今回、債務負担行為の追加を行うものである、との説明がありました。

委員から、未整備地域の残る市町村がこの事業を活用して同時期に整備を希望する場合、全て対応できる状況なのか、との質疑がありました。

執行部からは、国、県の予算の中で、市町村の事業計画の調整も図りながら、検討をしていきたい、との答弁がありました。

別の委員から、市町村における整備計画について、現状はどのようになっているか、との質疑がありました。

執行部からは、未整備地域の残る県内13市町村のうち、4市町村においては整備中及び整備予定であり、その他の市町村については、整備方法や財源などについて検討中である。高速ブロードバンドの整備は、産業振興などさまざまな取り組みに欠かせないものであると考えており、引き続き支援をしていきたい、との答弁がありました。

次に、教育委員会であります。

「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、市町村立学校校務支援システム整備委託料について、市町村立学校の教員の業務負担の軽減を図るために、校務支援システムを導入するための経費である、との説明がありました。

委員から、校務支援システムは平成29年度から県立学校において導入されているが、効果はどのように検証しているか、との質疑がありました。

執行部からは、県立学校の教職員にアンケート調査を実施し、回答者の半数からは、1日当たり30分以上の業務削減効果があるとの回答を得ており、導入初年度からかなり効果があったものと考えている、との答弁がありました。

委員から、実証研究事業の効果測定重点校5校については、どのような基準で選考したのか、との質疑がありました。

執行部からは、県と市町村教育委員会連合会で立ち上げた統合型校務支援システムの検討に関する協議会において、学校の規模や地域バランスを考慮して選考した、との答弁がありました。

別の委員から、導入するシステムについて、不正アクセスの防止など、セキュリティ対策は万全なのか、との質疑がありました。

執行部からは、インターネットなど外部から遮断したシステムであり、また、県のサーバーと同じものを使用するため、最高水準のセキュリティを確保するものである、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

県職員の障害者雇用について、執行部から、厚生労働省からの通知及びガイドラインを踏まえた厳格な運用に基づく調査の結果及び今後の対応について報告がありました。

委員から、法定雇用率を達成する期限は設定しているのか、との質問がありました。

執行部からは、体制や業務の検討をしたうえで、職員の追加募集や採用の拡大も実施して、来年度において達成することを目指して努力していきたい、との答弁がありました。

別の委員から、障害のある方の働く場所をつくっていくことは大切なことであり、働きやすい環境づくりをしっかりと進めていってもらいたい、との意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

執行部から、教職員の不祥事について、2件の報告がありました。あわせて、教職員の不祥事防止対策について説明がありました。

このうち、県立高等学校教員の公金横領に係る懲戒処分について、委員から、会計処理を行う教職員に対し、どのような研修を行い、不祥事を防いでいくのか、との質問がありました。

執行部からは、公金に対する認識の低さがあつたのではないかと考えており、公金を扱

う教職員に対しては、早い段階から基礎的な知識も含め研修を行うことを考えている、との答弁がありました。

次に、県立高等学校教員の体罰に係る懲戒処分について、委員から、体罰を受けた生徒の精神的な影響も考えたときに、今回の処分内容は軽いのではないか。どのような判断基準なのか、との質問がありました。

執行部からは、これまで生徒に対して熱心な指導を行ってきたものであるが、体罰は許されるものではなく、これまでの事例を踏まえて判断したものである、との答弁がありました。

委員から、熱心な指導、熱い思いを持っていたからといって許されるものではなく、体罰についての考え方を厳しく持つておかなければならない、との意見がありました。

別の委員から、学校、家庭の環境が変化している中で、現場の教職員の意識も変えていかなければならないが、どのように取り組んでいくのか、との質問がありました。

執行部からは、それぞれの事案について、兆しはあったはずであるが、周りが気づいていない点もあったのではないかと考える。教職員一人一人に対して研修を行うことはもちろんであるが、現場の横のつながりを強化するためチーム学校を構築し、人材育成に取り組む中で不祥事も防ぐ体制が必要である、との答弁がありました。

さらに、別の委員から、若年教員の育成、指導だけでなく、中堅教員、管理職に対しても、これまでの価値観、やり方ではいけないことを徹底する必要があるのではないか、との質問がありました。

執行部からは、県教育委員会や市町村教育委員会が組織マネジメント、リスクマネジメントなど、現状の管理職の育成についてもあわせて行っていく考えである、との答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 警察本部がないですけど。あえて言ったんですけど、議会で取り上げなかったらまずいかなと思って最後に言ったんですが、入れないほうがいいですか。須崎の。

◎ 職務質問。

◎ 触れてもいいのでは。

◎ あの答弁は捜査中と言ったでしょう。

- ◎ あの時点では。
- ◎ 実際にあったか、どうか。
- ◎ 大阪府警が調べていると。
- ◎ いずれ報告か何かが出てくる。
- ◎ その時に質疑応答が。報告がいずれあるでしょう。
- ◎ 載せないほうがいいですか。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をしました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時9分閉会)